千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和六十年十月一日 規則第五十九号

令和 三年 九月三〇日規則第六五号

改正 平成 元年 三月三一日規則第三六号 昭和六三年 三月三一日規則第二六号 平成 四年 七月 三日規則第八三号 平成 六年一二月二六日規則第八一号 平成 九年 三月三一日規則第二九号 平成一二年 三月三一日規則第一三二号 \mathcal{O} 平成一三年 三月三〇日規則第三五号 平成一五年 四月 一日規則第七八号 平成一六年 五月一八日規則第一三二号 平成一七年 三月 七日規則第二五号 平成二三年 三月三一日規則第四三号 平成一八年 三月三一日規則第五八号 平成二三年 七月 五日規則第八六号 平成二三年 八月 五日規則第一〇二号 平成二五年 二月 五日規則第六号 平成二四年 三月二三日規則第一五号

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

令和 二年 三月三一日規則第三九号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

- 第二条 条例第四条第一項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録(登録更新)申請書(別記 第一号様式)とする。
- 2 条例第四条第二項第一号に規定する書面は、誓約書(別記第二号様式)とする。
- 3 条例第四条第二項第二号に規定する書類は、器具明細書(別記第三号様式)とする。
- 4 条例第四条第二項第三号の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 営業所の位置を示す図面
 - 二 浄化槽管理士免状の写し
 - 三 申請者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し(申請者が法人である場合 にあつては、当該法人の登記事項証明書)
 - 四 浄化槽の保守点検の業務に従事する者の名簿(別記第四号様式)
 - 一部改正〔昭和六三年規則二六号・平成一七年二五号・二五年六号〕

(登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求)

第三条 条例第五条第三項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧(謄本交付)請求書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

- 第四条 知事は、登録簿を閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当する場合の登録簿にあつては千葉県環境生活部水質保全課内に、その他の登録簿にあつては営業所の所在地を管轄する地域振興事務所の地域環境保全課内に置く。
 - 一 二以上の営業所が二以上の地域振興事務所の管轄する区域に所在する場合(営業所が県内にの み所在する場合に限る。)
 - 二 営業所のいずれかが県外に所在する場合
 - 三 営業所のいずれかが千葉市又は市原市の区域に所在する場合
- 2 登録簿の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。
 - 一日曜日及び十曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、特別の事由のあるときは、知事の承認を得て第二項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。
- 5 知事は、第二項又は第三項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。
- 6 閲覧者は、登録簿を、閲覧所以外の場所に移動し、又は汚損し、若しくは毀損してはならない。
- 7 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を係員に返還しなければならない。
- 8 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
 - 一 前条若しくは前二項の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
 - 二 登録簿を汚損し、又は毀損するおそれがあると認められる者
 - 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
 - 一部改正〔平成元年規則三六号・四年八三号・一二年一三二号の二・一三年三五号・一五年七八号・一六年一三二号・一八年五八号・二三年四三号・八六号〕

(変更の届出)

- 第五条 条例第七条第一項の規定により届出をしようとする者(以下この条において「届出者」という。)は、浄化槽保守点検業者変更届出書(別記第六号様式)を提出して行わなければならない。
- 2 前項の浄化槽保守点検業者変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類 及び図面を添付しなければならない。
 - 一 条例第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつた場合 届出者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し(届出者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)
 - 二 条例第四条第一項第二号に掲げる事項(営業所の名称を除く。)に変更があつた場合 条例第 四条第二項第二号の書類並びに第二条第四項第一号、第二号及び第四号の書類及び図面
 - 三 条例第四条第一項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 新たに役員となる者がある場合に おいては、その者が条例第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを届出者が誓約す る書面(別記第七号様式)及び当該届出者の登記事項証明書
 - 四 条例第四条第一項第五号に掲げる事項(浄化槽管理士が担当する区域を除く。)に変更があった場合 第二条第四項第二号の書類
 - 一部改正〔平成一六年規則一三二号・一七年二五号・二五年六号〕

(廃業等の届出)

第六条 条例第八条第一項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書 (別記第八号様式)を提出して行わなければならない。

(営業所に備える器具)

- 第七条 条例第九条第二項の規則で定める器具は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 水素イオン濃度指数測定器具
 - 二 汚泥沈殿試験器具
 - 三透視度計
 - 四 亜硝酸性窒素測定器具
 - 五 塩素イオン濃度測定器具(し尿のみを処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。)
 - 六 温度計
 - 七 スカム測定器具
 - 八 汚泥厚測定器具
 - 九 残留塩素測定器具
 - 十 溶存酸素計
 - 十一 混合液浮遊物質濃度計(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽(長時間ばつ気方式、循環水路ばつ気方式、標準活性汚泥方式、分注ばつ気方式及び汚泥再ばつ気方式によるものに限る。) の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。)

十二 顕微鏡

一部改正「昭和六三年規則二六号・平成六年八一号」

(研修)

- 第八条 条例第九条第四項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を 図るための研修であつて、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 浄化槽行政の動向
 - 二 浄化槽の構造及び機能
 - 三 浄化槽の保守点検及び清掃
 - 四 県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況
 - 五 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第七条第一項及び法第十一条 第一項に規定する水質に関する検査
 - 六 その他浄化槽の保守点検に必要な事項
- 2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。
 - 一 国、都道府県又は市町村
 - 二 法第五十七条第一項の規定による指定検査機関
 - 三 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であつて営利を目 的としないもの
 - 四 その他知事が定める法人

追加 [令和二年規則三九号]

(標識)

- 第九条 条例第十条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 氏名又は名称
 - 二 営業区域が所在する市町村の名称
 - 三 登録番号
 - 四 登録の有効期間
 - 五 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名
- 2 条例第十条に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票(別記第九号様式)とする。
 - 一部改正〔令和二年規則三九号〕

(帳簿の備付け等)

- 第十条 条例第十一条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - 二 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
 - 三 浄化槽管理者から法第十条第三項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日(委託 契約に委託期間の定めがある場合にあつては、当該年月日及びその期間)
 - 四 浄化槽の保守点検を実施した年月日
 - 五 条例第九条第四項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日
- 2 浄化槽保守点検業者は、条例第十一条に規定する帳簿を次の各号に掲げる事項を記載した日から、 当該各号に掲げる期間保存しなければならない。
 - 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 三年間
 - 二 前項第五号に掲げる事項 五年間
- 3 前項に規定する帳簿について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録(民間事業者等が 行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第 二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方 法のいずれかにより行わなければならない。
 - 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。) により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁

気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 浄化槽保守点検業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則二六号・平成一八年五八号・令和二年三九号〕

(身分を示す証明書)

第十一条 条例第十四条第三項に規定する証明書は、身分証明書(別記第十号様式)とする。

一部改正〔令和二年規則三九号〕

(点字による申請等)

第十二条 第二条、第三条、第五条第一項及び第六条の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの 規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文 書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔令和二年規則三九号〕

(書類の提出)

第十三条 条例第四条第一項の規定による申請、条例第七条第一項の規定による変更の届出又は条例 第八条第一項の規定による廃業等の届出は、営業所の所在地を管轄する地域振興事務所の長を経由 して知事に提出しなければならない。ただし、第四条第一項各号に掲げる場合にあつては、当該申 請又は届出は、直接知事に提出しなければならない。

> 一部改正〔昭和六三年規則二六号・平成九年二九号・一三年三五号・一六年一三二号・一 八年五八号・二三年四三号・令和二年三九号〕

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成二三年規則八六号〕

(閲覧時間の特例)

2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までの間の千葉県環境生活部水質保全課内の閲覧所における第四条第三項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。

追加〔平成二三年規則八六号〕、一部改正〔平成二三年規則一〇二号〕

附 則(昭和六十三年三月三十一日規則第二十六号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例 第十九号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録を受けて いる者については、この規則の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間は、改正後の千葉 県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第七条第十一号の規定を適用しない。ただし、 当該期間内に条例第三条第二項の規定により浄化槽保守点検業者の登録の更新を受けた者にあつて は、この限りでない。

附 則(平成元年三月三十一日規則第三十六号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成四年七月三日規則第八十三号)

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則(平成六年十二月二十六日規則第八十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第百三十二号の二)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月三十日規則第三十五号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年四月一日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年五月十八日規則第百三十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月七日規則第二十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十八年三月三十一日規則第五十八号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年三月三十一日規則第四十三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年七月五日規則第八十六号)

この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

附 則(平成二十三年八月五日規則第百二号)

この規則は、平成二十三年八月十日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十三日規則第十五号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年二月五日規則第六号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(令和二年三月三十一日規則第三十九号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和三年九月三十日規則第六十五号)

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

別記

第一号様式

(第二条第一項)

一部改正〔平成6年規則81号・13年35号・令和3年65号〕

第二号様式

(第二条第二項)

一部改正〔平成6年規則81号・24年15号・令和3年65号〕

第三号様式

(第二条第三項)

一部改正 [昭和63年規則26号・平成6年81号]

第四号様式

(第二条第四項第四号)

一部改正〔平成6年規則81号〕

第五号様式

(第三条)

一部改正〔平成6年規則81号・13年35号・令和3年65号〕

第六号様式

(第五条第一項)

一部改正 [昭和63年規則26号・平成6年81号・13年35号・令和3年65号]

第七号様式

(第五条第二項第三号)

一部改正〔平成6年規則81号・令和3年65号〕

第八号様式

(第六条)

一部改正〔平成6年規則81号・13年35号・令和3年65号〕

第九号様式

(第九条第二項)

一部改正〔平成13年規則35号・令和2年39号〕

第十号様式

(第十一条)

一部改正〔令和2年規則39号〕